

付金をいただき整備する方針が立っておりますので、御期待をいただきたく存じます。そこより永田橋間もこの対象範囲であります。短期間には無理でございますが、御指摘のことを含め今後努力をしてまいりたいと存じております。

また、他の市道等につきましては、外側線が両側同一の幅で書いてありますが、片方側へかたよることにより一方を幅広くできますので、物理的には可能と思いますが、このように道路の利用形態を変更するといったしましても、歩行者や自転車の通行の安全性も考慮するようになりますとかなり難しい点も出てくると思いますが、このような書き方でよいのか、福生警察署とも協議をしてみたいと思っております。

次に、一方交通路の対策でございますが、大字福生九七九番地先、これは高崎ポンプ店前のことでございますが、一小通り起点から銀座通りを経て五日市街道までの速度規制の強化並びに一小通り起点に時間帯による進入規制標識の設置の件につきましては、公安委員会の所管事項ですので、福生警察署と協議し、お願いしたいと考えておりますが、市といたしましては、一小通りの左右側帯を中央に寄せ、変更することと道路幅を狭く感じさせる効果があると考えられ、各ドライバーが一層注意を払ってくれることを願っております。このことは警察とも協議済みですから、近々実施したいと考えております。

また、銀座通りの各交差点に点滅緑を設置できないかとの御質問でございますが、これにつきましては、今後できるだけ多くを設置するよう努力をしてまいりたいと考えております。さらに、一小通りに面したブックセンターの出入口の問題につきましては、一小通りが一方通行である旨の表示を至急設置するよう関係者に要請いたします。

いずれにいたしましても、基本的には運転者側の心がけと考えておりますが、本年の春の交通安全運動も「心にゆとり、さわやかマナー」をスローガンに交通ルール、マナーの実践を基調にお願いしてまいりました。今後も交通安全推進委員会等に交通ルール、交通マナーの向上、推進、啓蒙をお願いするつもりでおりますので、よろしくお願いをいたしたいと存じます。

次に、本六町会内に歩道路を整備していただけないかとのことでございますが、確かに青梅線西側都道

の福生一〇二八番地先の産経新聞販売所から入り、L型に曲がった市道一二三九号線がありますので、L型のところから一小通りへ直接出られますと非常に便利とは思いますが、ここは個人住宅の通用口でございました。職業上通れる状態にしてあるものと思われ。個人の宅地内でありますので無理なことと存じますが、地元町会に御相談をしてみたいと考えますので、よろしくお願いをいたしたいと存じます。

次に、奥多摩街道の拡幅整備の考えはあるのかとの御質問でございますが、都は現在、栄通りの延長であります熊川地区の用地買収と拡幅の仮設工事に入っており、残るは五日市線の立体交差化であります。検討を進めていただいております。さらに、平成七年度までの前期着手を目的として、多摩橋通りの青梅線立体化についても非常な努力をいただいております。御指摘のとおり、七夕まつりは栄通りの交通量を円滑に迂回させられましたが考えますときに、拡幅ができたままことに好都合と存じるところでございます。しかし、都市計画道路でもございませんで、都の取り組みをいただくのは非常に困難であると存じますが、都への要望をしていきたいと思っております。

次に、公害対策についての御質問で、低公害車の導入についてでございますが、健康で快適な環境を保全し、創造するためにはいろいろな施策をできることから取り組んでいくことが必要でございます。この意味でも御指摘の窒素酸化物の発生源の七〇％を占めていると言われている自動車の排気ガス対策は重要な課題だと思っております。東京都はこの五月に発表いたしました東京都環境管理計画の中で窒素酸化物対策として低公害車の指定や助成とともに、庁舎用について、平成二十二年には一〇〇％切り換えるという目標を示しております。市といたしましても、まだ歩行距離等の性能の問題、あるいは充電等の場所などの施設整備等に多くの課題がございますけれども、積極的に検討いたしまして、買い換える等の際にはその車の使用のされ方等について、適合するところから試験的に導入をする方向で考えてまいりたいと存じております。

最後に、自然保護対策についての自然館を建設し、環境保護をアピールする考えはないかについてでございますが、先ほども申し上げましたように、快適な環境の保全と創成は非常に大切でございまして、その教育はさまざまな形で進められなければならないと思っております。御提案の自然館もこのような観点

から考えますと大変よい施設だと存じます。このところこれらの施設についての関心は高く、東京都も自然生態圏を西多摩につくる計画等いろいろあるようですし、青梅市にはホテルと宇宙の里の計画、あるいは秋川市にはとんぼ園等の計画もあるようです。したがって、福生市の特性などをいろいろ検討すべき課題があるとは存じますので、今後他の状況を見ながら研究をさせていただきたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

以上で、東田議員さんからの御質問に対します答弁とさせていただきます。

○二十一番（東田正治君） 大変いい御答弁をいただきました。どうもありがとうございます。

それで、一点だけでございますが、今年から住宅家賃補助制度というものをつくっていただいたわけですが、これは六十五歳以上のひとり暮らしか夫婦ですか、百万か百十万ぐらいの所得制限というものがございませうね。これは四月から実施ということですからけれども、対象者はどのぐらいありますか。ちょっと教えてください。申告した人ですね。

○福祉部長（石川和夫君） 現在まで十二名の方が申請され、既に決定されております。

以上でございます。

○二十一番（東田正治君） どうもありがとうございます。

申請されて、その人はほとんど可能だと、そういうことですね。ありがとうございます。

それでは、ICカードと磁気カードと、それから光カードというのが今使われているわけですが、総合福祉カードの中で、これは、光カードの方がこれが五百円ぐらいでできるそうですね。それで大変容量が、二百万語ほど打ち込めると、これはレーザーで打ち込んでいくわけですね。そういうことが、これは私、一応しゃべってかっこいいところを見せようと思ったのですがやめます。これは資料をお渡ししますので、また調べてください。

それでぜひ、仲村議員さんや、あるいは吉沢議員さんが窓口業務ということを言われておりましたけれども、これは大変関連することでございます。福生市は健康都市宣言というのをやっていますよね、健康都市宣言を。これも聞きたかったのですが、やめましょう。その健康都市宣言をやっていながら何が誇れるものがあるかと私は本当に言いたい。だけどうかがない、もう聞けない。それで、よく考えてください。それで、誇れるものをぜひ、二期目ですからね、市長さん。ひとつやってくださいよ。ああやはり基地があるまちは住みよいまちだと、これくらい言われるぐらいの理想郷というものをぜひつくっていただきたい。資料を差し上げます。またぜひ検討していただきたい。

以上で終わります。

○議長（赤星行人君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は六月十一日午前十時から開きます。

本日はこれをもって延会いたします。

午後四時八分 延会

写

福総文癸第八百四十三号

平成四年六月三日

福生市議会議長

赤
星
行
人
殿

福生市長 石川 彌八郎 印

平成四年第二回福生市議会定例会の招集について

平成四年六月三日付け、福生市告示第三十二号（別紙参照）をもって、平成四年第二回福生市議会定例会を招集したので通知します。

写

福生市告示第三十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、平成四年
第二回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

平成四年六月三日

福生市長 石 川 彌 八 郎 印

一 期 日 平成四年六月十日
二 場 所 福生市議会議場

写

福総文発第八百四十四号

平成四年六月三日

福生市長 石 川 彌 八 郎 印

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

議案の送付について

平成四年第二回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

一 議案第四十九号 福生市の休日定める条例の一部を改正する条例

二 議案第五十号 福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

三 議案第五十一号 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

四 議案第五十二号 福生市民会館条例の一部を改正する条例

五 議案第五十三号 福生市公民館条例の一部を改正する条例

- 六 議案第五十四号 福生市地域会館条例の一部を改正する条例
- 七 議案第五十五号 福生市体育館条例の一部を改正する条例
- 八 議案第五十六号 福生市職員の育児休業等に関する条例
- 九 議案第五十七号 東京都市収益事業組合規約の一部改正について
- 十 議案第五十八号 平成四年度福生市一般会計補正予算（第一号）
- 十一 議案第五十九号 平成四年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第一号）
- 十二 議案第六十号 福生市立福生第二小学校内装改良工事（建築）請負契約
- 十三 議案第六十一号 福生市立福生第五小学校内装改良工事（建築）請負契約
- 十四 議案第六十二号 福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について
- 十五 議案第六十三号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十六 議案第六十四号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十七 議案第六十五号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十八 議案第六十六号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十九 議案第六十七号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 二十 議案第六十八号 市道路線の認定について

二十一 報告第一号

専決処分の承認を求めることについて（福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）

二十二 報告第二号

専決処分の承認を求めることについて（福生市都市計画税条例の一部を改正する条例）

陳情第四一七号

西多摩交通圏を個人タクシー認可地域とすることの陳情書

(陳情事項)

一 西多摩交通圏を個人タクシー認可とすること。

(理由)

私たちは、西多摩地域が個人タクシー認可地域となり、良質な輸送力の増強と安全・サービス・福祉・地域社会の向上を図るために、関係方面に働きかけるなど日夜努力し、これの実現のために取り組んできました。

東京都内(武蔵野市、三鷹市を含む)はもとより、北多摩全域また、南多摩全域も個人タクシーが認可されています。

東京都として西多摩地域が人口がふえ、商業経済圏へと発展しています。

三多摩地域で残された西多摩地域にも形勢上等から見ても大差はなく、個人タクシーが速やかに認可されて当然と考えるものです。

国鉄青梅線・五日市線・八高線・西武新宿線など、沿線各市の住民としても安心安全で便利なタクシーを求めており、とりわけ夜間・深夜・早朝の交通機関の確保は切実です。

老人・子供や身障者の方々にも安心して利用できる個人タクシーが望まれています。私たちの要望に対して関係当局が、地域住民の期待にかなった個人タクシーが一日も

早く実現、認可されますよう関係方面に意見書を提出していただきたく陳情いたします。

平成四年五月十九日

陳情者

羽村市神明台三一五―一三

小野 勝行

(印)

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

陳情第四—八号

保育時間の延長を求める陳情書

(陳情の趣旨)

一、福生市の認可保育園において保育時間を午前七時から午後七時まで延長されるよう陳情します。

現在、福生市の認可保育園の保育時間は、午前七時三十分から午後六時までですが、少なからぬ子供たちが、親の勤務時間や通勤時間、その他の理由により認可保育園に入れず無認可保育園に預けざるを得ないか、あるいは二重保育という状況に置かれ、子供たちにとって負担であるばかりか、親にとっても多大な経済的負担を強いられています。二重保育は子供たちに大きな精神的・肉体的負担となっているのは勿論、無認可保育園の子供たちも救済の制度もないまま、往々にして恣意的な保育にさらされる恐れもあります。

福生市は、勤労者のベッドタウンとなっており、親の勤務時間、勤務形態も複雑、多様化の一途をたどっている現在、現行の保育時間の枠では共働き、あるいはひとり親家庭において仕事と育児を両立させることは、事実上不可能に近くなっています。せめて、あと一時間でも保育時間を延長していただければ、多くの親が助かりますし、子供たち

の負担も軽減されます。

ぜひ福生市議会でも、保育時間の延長について積極的に検討し、何としても議決され、実現を図ってくださいますよう陳情いたします。

平成四年五月三十日

陳情者代表

福生市武蔵野台一丁目二十七番地五号

ルネ福生B五一三

安 斎 宏 美 (印)

他三百二十九人

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿